

事務事業名 子育て世代包括支援センター運営事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：1900

施 策：	17	子育て支援の推進	財務コード	--
基本事業：	03	地域における子育て支援	担当部	こども部
基本事業の 成果指標	①急用時等に子どもを預ける場所がある又は人がいる保護者の割合 ②他の親子と交流している乳幼児をもつ保護者の割合		担当課	こども家庭課
			担当係	こども健康担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	令和02年度	～	新規・継続	継続	会計区分		実施計画	○				
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）									
妊産婦と家族、就学前までの親子とその家族			【根拠法令】母子保健法、こども・子育て支援法、市子育て世代包括支援センター事業実施要綱 【内容】 ①妊産婦及び乳幼児の実情の把握：母子健康手帳交付時の「妊婦さんサポートアンケート」により実情を把握する。 ②支援プランの作成：週1回、専門職（保健師、助産師）による支援プラン会議を開催し、①および赤ちゃん訪問の状況把握より、必要に応じて個別の支援プランを作成する。プランに応じた必要な情報提供および妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。 ③連絡調整：地域の保健医療又は福祉に関する関係機関との連絡調整等包括的な支援を行う。 ④妊娠、出産、育児に関する相談のワンストップ窓口として対応する。 【補助金】子ども・子育て支援交付金（国2/3）、利用者支援事業費（母子保健型）補助金（県1/6）									
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）												
関係機関と連絡調整を図りながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てることができるようになる。												
4. 成果（簡易評価は未記入）												
成果指標名称		単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標			
支援プラン数		件	114	115	114	0			300			
支援プラン終結割合		%	97	97.4	97	0			98			
5. コスト												
事業費	計	千円	9,505	10,023								
	国	千円	6,182	6,224								
	県	千円	1,545	1,556								
	地方債	千円	0	0								
	その他	千円	0	0								
	一般	千円	1,778	2,243								
正職員人工数		人工	0.8	0.5	0							
正職員人件費		千円	6,182	3,908	0							
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	15,687	13,931	0							
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）												
○あがっている	<状況> 支援プラン作成数および支援プラン終結割合は横ばいであり、必要なケースへのプラン作成および支援開始は全件できている。 <課題> 経済不安を抱えるケースは問題が長期化しやすく、終結までに時間を要する。											
●どちらかといえばあがっている												
○あがっていない（停滞・低下）												
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）												
対象動向	維持	類似事業	なし	・妊娠届出時および転入した妊婦全員と面談している。 ・情報連携及びケース管理に適した記録様式の検討を行い見直した。 ・母子保健相談・教室等開催事業や乳児家庭育児支援事業への参画や産科医療機関との連携により切れ目ない支援の体制づくりを目指している（産科医療機関との情報連携：101件、連携訪問：6か所） ・支援プランケースの相談件数：584件、訪問件数：161件								
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし									
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし									
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり									
成果向上余地	中程度											
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性					○維持	○見直し	○廃止	●事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）												
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						■備考・特記事項 or 進行管理欄						
H29.4月母子保健法に努力義務として法定化され、R2年度までに子育て世代包括支援センターを全国展開することとされた中、本市ではR2.4月に開設した。R6.4月より、児童福祉法改正に伴い子育て世代包括支援センターはこども家庭センターに統合する。						子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）と子育て世代包括支援センターの機能はそのままに、R6.4月からこども家庭センター立ち上げる。						